

○水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金交付要綱

(令和4年10月14日経済建設部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰に直面する地域漁業者の支援を目的に、漁業経営の安定化を図るため、漁業を営むために必要な船舶用燃料(以下「燃料」という。)を購入した経費に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては豊見城市補助金等の交付に関する規則(平成2年3月26日規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 購入する燃料とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 船舶用燃料 漁業に利用する船舶のための燃料。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、糸満漁業協同組合与根支部及び同瀬長支部(以下「事業者」という。)とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、令和4年10月14日時点で市内に住所を有する漁業者であり、沖縄県内のいずれかの漁業協同組合に所属する組合員とし、令和4年10月24日から令和5年1月13日までに申請した漁業者とする。但し、同一世帯に2人以上の漁業者がいる場合は、交付対象者は1人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としなない。

(1) 特定の宗教又は政治団体のための事業を行っている者

(2) 公序良俗に反する事業を行っている者

(3) 豊見城市暴力団排除条例(平成23年9月28日条例第18号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団

(4) 代表者、役員、従業員その他の構成員が、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までに漁業を営むために必要な燃料の購入に要した費用のうち、令和元年度から令和3年度までの過去3年間の各燃料の平均価格を基準として、令和4年4月から令和4年12月までの各月における各燃料の平均価格の高騰分の費用とする。ただし、補助対象経費に消費税は含めないものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 燃料の領収書に補助を受ける者の氏名又は船舶名が記載されていない場合。
- (2) 本事業で購入した燃料を第三者に売却又は譲渡した場合。
- (3) 他の事業で補助対象経費となった燃料費。

(補助の上限)

第6条 補助の上限金額は40,000円とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 事業者は、水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に対象者別所要額調書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、14日以内に水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)を交付しなければならない。

2 補助金は予算の範囲以内において交付決定する。

(事業者への申請)

第9条 補助を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、事業者のいずれかに水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金申請書(様式第2-1号)を提出するものとする。

- (1) 住所が確認できる書類の写し
- (2) 漁業協同組合員であることが確認できる書類の写し
- (3) 支出額が確認できる書類(領収書等)

(実績報告)

第10条 事業者は、令和5年2月10日までに、水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金申請書(様式第2-1号)の写し
- (2) 住所が確認できる書類の写し(補助を受けようとする者)
- (3) 支出額が確認できる書類(領収書等)
- (4) 漁業協同組合員であることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 補助金の支払は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(2) 補助金の請求は、水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金請求書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

2 事業者は、前項の支払を受けた後速やかに、対象者へ当該対象者に係る補助金を支払うものとし、対象者へ支払ったことが確認できる書類を市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第 13 条 市長は、事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定内容又は、これに付した条件等に違反したときは、補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。